第55回
定時株主総会
招集ご通知

日　　時

2026年11月25日（水曜日）
午前10時

（受付開始は午前9時を予定しております。）

場　　所

東京都品川区北品川５丁目５-15
大崎ブライトコア３階
大崎ブライトコアホール

株式会社 大 庄

（証券コード：9979）

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し
　　退職慰労金贈呈の件

お土産の配布を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

(証 券 コ ー ド　9979)
2026 年 11 月　 9日
(電子提供措置の開始日　2026 年 11 月　 2日)

株　主　各　位

東京都大田区大森北一丁目22番1号
(本社事務所　東京都大田区大森北一丁目1番10号)
株　式　会　社　大　　庄
代表取締役社長　平　　了　　壽

第55回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第55回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://www.daisyo.co.jp/company/ir/stock.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「大庄」又は「コード」に当社証券コード「9979」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/ＰＲ情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討くださいまして、お手数ながら２頁～４頁の「4. 議決権の行使等についてのご案内」、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認の上、2026年11月24日（火曜日）午後５時50分までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年11月25日（水曜日）午前10時
（受付開始は午前9時を予定しております。）

2. 場　　所　東京都品川区北品川５丁目５-15　大崎ブライトコア３階
大崎ブライトコアホール
〔末尾に記載の「第55回定時株主総会会場案内図」をご参照の上、お間違えないようご注意ください。〕
※お土産の配布は取り止めさせていただいております。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 目的事項

報告事項　(1) 第55期（2025年9月1日から2026年8月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第55期（2025年9月1日から2026年8月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役４名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

（1）郵送（書面）にて議決権を行使いただく場合

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限：2026年11月24日（火曜日）午後5時50分到着分まで

（2）インターネットにて議決権を行使いただく場合

４頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



行使期限：2026年11月24日（火曜日）午後５時50分まで

（3）株主総会にご出席いただく場合

お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



株主総会開催日時：2026年11月25日（水曜日）午前10時（午前９時開場）

ご注意事項

※ 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとして取扱わせていただきます。

※ インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使サイトが利用できない場合があります。

※ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

（4）その他招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主１名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

（5）書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第19条の規定に基づき、次の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した書類の一部であります。①事業報告の業務の適正を確保するための体制及び運用状況②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表③計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

（6）電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以　上

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

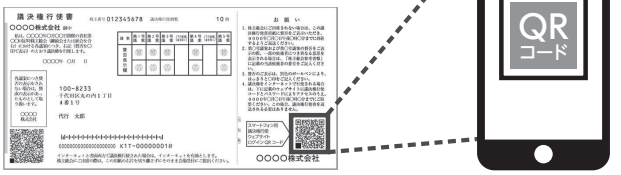
議決権行使期限	2026年11月24日（火曜日）午後５時50分まで

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

「スマート行使」について

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」での議決権行使は１回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

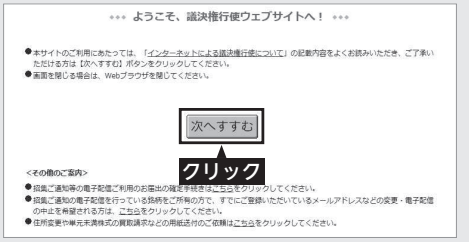
議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

0120-652-031（受付時間9：00～21：00）

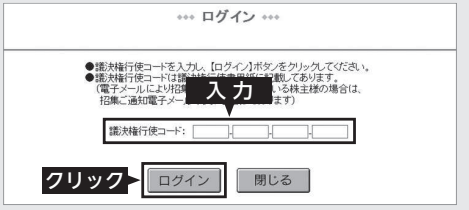
アクセス手順について

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする



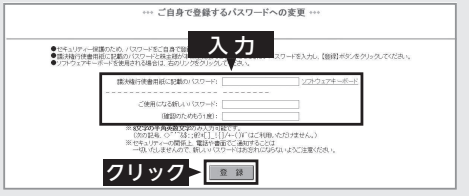
「次へすすむ」をクリック

2. ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された**「議決権行使コード」**を入力し、**「ログイン」**をクリック

3. パスワードの入力



パスワード変更画面が出ますので、お手元の議決権行使書用紙に記載された**「パスワード」**を入力し、株主様がご使用になる**「パスワード」**を入力いただき**「登録」**をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

事業報告（2025年９月１日から2026年８月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の継続等により、景気は緩やかな回復が続いております。一方で、中東情勢をはじめとする地政学リスクの高まりや、金融資本市場の変動などの影響により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、インバウンド消費の継続等により需要は堅調に推移しているものの、原材料価格や人件費、エネルギー価格などの運営コストの高止まりや、物価上昇の継続と実質賃金の伸び悩みによる節約志向の高まりに加え、相次ぐ自然災害による影響などにより、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況下において、当社グループは、「人類の健康と心の豊かさに奉仕する」という企業理念のもと、「日本の食文化と居酒屋文化の発展に貢献する」という基本方針にこだわり事業運営を行ってまいりました。また、売上高と営業利益率の向上を目指し、企業価値向上を図るため、主要業態「庄や」のリニューアルや強化業態への業態変更を含む店舗改装の推進、デジタルマーケティングやウェブ予約獲得の拡充による集客力強化、卸売・ロジスティクス事業の外部販売先拡大、不動産事業及びＦＣ・ＶＣ事業等の収益確保、ＤＸ(デジタル・トランスフォーメーション)取組み推進による生産性向上、労働環境の改善や研修の充実による人材確保・育成などの施策に取り組んでおります。

店舗展開におきましては、新規出店を５店舗、店舗改装を13店舗、店舗閉鎖を20店舗（うちＶＣ（ボランタリーチェーン）への移行を４店舗）行った結果、当連結会計年度末のグループ直営店舗数は、287店舗となりました。店舗業態の内訳としては、庄や56店舗、満天酒場26店舗、大庄水産19店舗、築地日本海13店舗、日本海庄や11店舗、とり家ゑび寿11店舗、その他業態81店舗となっております。また、ＦＣ・ＶＣ店の店舗数は70店舗となっております。

以上の結果、当期の連結売上高は、前年同期に比べ1.0％増加の53,088百万円となりました。

利益面につきましては、営業利益は915百万円（前年同期比23.5％減少）、経常利益は914百万円（前年同期比23.6％減少）、親会社株主に帰属する当期純利益は394百万円（前年同期比66.4％減少）となりました。

また、事業の種類別セグメントの概況としては、次のとおりであります。

＜飲食事業＞

既存店売上高は対前年比増加したものの、直営店舗数が減少したこと等により、売上高は前年同期に比べ1.6％減少の23,407百万円となりました。

＜卸売・ロジスティクス事業＞

卸売含む総合物流サービスによる外部売上高が増加したこと等により、売上高は前年同期に比べ3.6%増加の26,828百万円となりました。

＜不動産事業＞

売上高は前年同期に比べ横ばいの1,622百万円となりました。

＜ＦＣ・ＶＣ事業＞

ＦＣ・ＶＣ店舗の減少や営業権利用料更新等により、売上高は前年同期に比べ9.6%減少の822百万円となりました。

＜その他事業＞

売上高は前年同期に比べ22.2%増加の406百万円となりました。

また、事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

事業セグメント区分	前連結会計年度		当連結会計年度		前年同期比増減	
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率
		%		%		%
庄や	6,062	11.5	5,913	11.1	△148	△2.5
満天酒場	2,162	4.1	2,152	4.1	△10	△0.5
大庄水産	2,180	4.1	2,125	4.0	△55	△2.5
築地日本海	1,874	3.6	1,958	3.7	84	4.5
お魚総本家	1,405	2.7	1,594	3.0	189	13.5
築地寿司岩	1,552	3.0	1,551	2.9	△0	△0.1
日本海庄や	1,526	2.9	1,488	2.8	△37	△2.5
とり家ゑび寿	938	1.8	926	1.7	△12	△1.3
定食のまる大	565	1.1	663	1.3	98	17.4
その他	5,517	10.5	5,034	9.5	△482	△8.8
飲食事業計	23,785	45.3	23,407	44.1	△377	△1.6
卸売・ロジスティクス事業計	25,902	49.3	26,828	50.5	926	3.6
不動産事業計	1,625	3.1	1,622	3.1	△3	△0.2
ＦＣ・ＶＣ事業計	910	1.7	822	1.5	△87	△9.6
その他事業計	332	0.6	406	0.8	73	22.2
合計	52,556	100.0	53,088	100.0	531	1.0

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は1,652百万円で、新規出店や店舗改装等による有形固定資産取得投資額が1,605百万円、新規出店等による敷金・保証金差入投資額が47百万円であります。

なお、当連結会計年度における主な新規出店及び業態変更・店舗改装等の状況は次のとおりであります。

NO	開店月	店舗名	
1	2025年9月	庄や	柏西口店
2	2025年10月	大庄水産	京急鶴見店
3	2025年10月	定食のまる大	矢口渡店
4	2025年11月	庄や	南浦和店
5	2025年12月	大庄水産	橋本店
6	2025年12月	OH!TORO KITCHEN	静岡駅前店
7	2025年12月	お魚総本家	銀座店
8	2026年7月	定食のまる大	青物横丁店

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、主に中長期的な安定資金の確保を目的として短期借入金、長期借入金合計2,080百万円の調達を行いました。

2025年6月に取引銀行7行との間で借入限度額2,000百万円とするシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度においての当該契約に基づく借入実行残高は1,000百万円です。

また、2024年3月に取引銀行1行と借入限度額800百万円のコミットメントライン契約を締結しており当連結会計年度においての当該契約に基づく借入実行残高は400百万円です。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境の改善等を背景に国内消費は底堅く推移することが期待されるものの、国際情勢や米国の通商政策を巡る不透明感、為替変動に加え、原材料・エネルギー価格の高止まり、人手不足や賃上げに伴う人件費、物流費等のコスト上昇が懸念されます。また、物価高に伴う節約志向や、2027年4月に予定される飲食料品に係る消費税率引下げによる外食控え等の消費行動の変化も想定され、引き続き厳しい経営環境が続くことが予想されます。

このような環境下において、当社グループは、「人類の健康と心の豊かさに奉仕する」という企業理念のもと、「日本の台所」の役割を果たしていくと共に企業価値の向上を目指し、各種施策に取り組んでまいります。

具体的に対処すべき課題として、飲食事業におきましては、引き続き各業態のブランディング強化に加え、新規出店や店舗状況に応じた強化業態等への転換・リニューアルを推進するとともに、ＷＥＢ予約獲得の強化やＳＮＳを活用した集客力向上に取り組んでまいります。卸売・ロジスティクス事業では、外部販売先の拡大と、外部飲食企業へのワンストップサービスの提供強化を推進してまいります。また、その他事業セグメント（不動産事業、ＦＣ・ＶＣ事業等）の収益力向上を図るほか、全社的なＤＸ戦略として生成ＡＩの活用による業務生産性の向上、ならびに労働環境の適正化や各種研修の充実による人材確保・育成に取り組んでまいります。これらを通じ、中長期的な業績拡大も見据えた成長投資を実行する一方で、各種コスト最適化と省人化を徹底し、全社的な収益基盤の強化と持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区　　分	第52期 (2023年８月期)	第53期 (2024年８月期)	第54期 (2025年８月期)	第55期 (2026年８月期)
売上高(百万円)	45,495	50,586	52,556	53,088
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	△486	1,157	1,196	914
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	△769	1,333	1,172	394
１株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	△36円65銭	63円55銭	55円88銭	18円78銭
総資産(百万円)	33,188	33,524	29,523	27,984
純資産(百万円)	9,485	10,402	11,286	11,392
１株当たり純資産	452円01銭	495円70銭	537円83銭	542円76銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の議決権比率	主要な業務内容
	百万円	%	
株式会社ディ・エス物流	99	100.0	貨物自動車運送業及び酒類・食料品販売
米川水産株式会社	90	100.0	水産物・水産加工品販売
株式会社アサヒビジネスプロデュース	10	100.0	不動産事業及び害虫防除除菌事業
株式会社光寿	10	80.0	食器・調理備品類の販売

(7) 主要な事業内容（2026年８月31日現在）

当社グループは、飲食店舗チェーンの展開による飲食事業を主な内容とし、さらにこれに関連する卸売・ロジスティクス事業、不動産事業、ＦＣ・ＶＣ事業、その他事業等の事業活動を展開しております。具体的事業としては次のとおりであります。

① 飲　食　事　業 ： 飲食店舗チェーンの展開
② 卸売・ロジスティクス事業 ： 生鮮食材等の卸売及び外販・倉庫・運送を一体とした総合物流サービスの展開
③ 不　動　産　事　業 ： 不動産の賃貸・管理、賃借店舗物件の展開
④ ＦＣ・ＶＣ事業 ： フランチャイズ店及びボランタリーチェーン店への経営指導等
⑤ そ　の　他　事　業 ： ミヤビパン等の製造・販売、食器・調理備品類の販売

(8) 主要拠点等（2026年８月31日現在）

① 当社の主要な事業所及び工場の状況

本　　社	東京都大田区大森北一丁目１番10号
ＤＳ・Ｌヘッドクォーター羽田	東京都大田区東糀谷六丁目１番27号
名古屋物流センター	愛知県名古屋市熱田区千代田町11番24号

② 子会社の事業所及び工場

株式会社ディ・エス物流本社	東京都大田区東糀谷六丁目１番27号
米川水産株式会社本社及び加工場	東京都大田区東糀谷六丁目１番27号
株式会社アサヒビジネスプロデュース本社	東京都中央区日本橋茅場町二丁目17番７号
株　式　会　社　光　寿　本　社	東京都大田区東糀谷六丁目１番27号

③　グループ店舗

直営店……217店舗　　ＦＣ・ＶＣ店……70店舗

都道府県	直営店	ＦＣ・ＶＣ店	合計
	店	店	店
東京都	105	21	126
千葉県	34	2	36
神奈川県	24	12	36
埼玉県	12	14	26
静岡県	6	2	8
群馬県	5	2	7
愛知県	5	2	7
長野県	2	3	5
岩手県	3	0	3
熊本県	3	0	3
茨城県	2	1	3
長崎県	0	3	3
栃木県	0	3	3
島根県	2	0	2
山形県	2	0	2
福島県	2	0	2
富山県	2	0	2
石川県	2	0	2
福岡県	2	0	2
山梨県	1	1	2
岐阜県	0	2	2
大阪府	1	0	1
岡山県	1	0	1
広島県	1	0	1
北海道	0	1	1
佐賀県	0	1	1
合計	217	70	287

(9) 従業員の状況（2026年８月31日現在）

区　　分	人　数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
	人	人	歳	年
飲　食　事　業	744	△40	48.4	15.4
卸売・ロジスティクス事業	608	12	47.1	11.6
不　動　産　事　業	27	1	41.8	10.6
FC　・　VC　事　業	11	△1	55.3	21.9
そ　の　他　事　業	112	△7	47.4	15.8
合　計　又　は　平　均	1,502	△35	47.7	13.9

（注）　1. 上記従業員数には、パート・アルバイトの期中平均人数1,102人（１日８時間換算）は含んでおりません。
2. 関係会社従業員については、主要事業の区分に集計されております。

(10) 主要な借入先及び借入額（2026年８月31日現在）

借　　入　　先	借　　入　　額
	百万円
株式会社三井住友銀行	2,838
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	1,163
株式会社商工組合中央金庫	1,001
株式会社横浜銀行	859
日本生命保険相互会社	500
株式会社みずほ銀行	459
株式会社りそな銀行	391
株式会社千葉銀行	303
三井住友信託銀行株式会社	231
株式会社常陽銀行	38
株式会社日本政策金融公庫	3

(注)　上記の借入残高には、株式会社三井住友銀行をアレンジャー、株式会社三菱ＵＦＪ銀行をコ・アレンジャーとした合計７行によるシンジケートローンの残高が含まれております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2026年８月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　40,000,000株

(2) 発行済株式の総数　21,198,962株

（自己株式　213,888株を含む）

(3) 株主数　43,325名

(4) 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株式会社宇宙	5,962	28.4
アサヒビール株式会社	1,996	9.5
サッポロビール株式会社	1,000	4.7
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	911	4.3
平辰	625	2.9
株式会社三井住友銀行	429	2.0
株式会社三菱UFJ銀行	420	2.0
大庄従業員持株会	315	1.5
大庄取引先持株会	251	1.1
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	135	0.6

(注)　上記大株主には、自己株式（213,888株）は含まれておりません。
また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項（2026年８月31日現在）

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2026年８月31日現在）

（1）取締役及び監査役に関する事項

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	平　了壽	経営全般	㈱宇宙　代表取締役社長 米川水産㈱　代表取締役会長 ㈱光寿　代表取締役会長
代表取締役副社長	野間信護	管理本部長 兼リスク統括	㈱ディ・エス物流　取締役 ㈱アサヒビジネスプロデュース　取締役
常務取締役	塚田英紀	商品本部長 兼DSL管理部長	㈱光寿　取締役
取締役	石田安雄	営業本部長 兼法人営業推進室長 兼パートナー事業サポート部長	㈱アサヒビジネスプロデュース　取締役 ㈱ディ・エス物流　取締役
取締役	田邊隆教	営業戦略本部長 兼MD開発部長	米川水産㈱　代表取締役社長
取締役	島倉俊明	人事・総務本部長	㈱光寿　監査役
取締役	亀田昌則	企画本部長 兼企画宣伝部長 兼プロダクツセールス部長 兼広報室長	
取締役	平尾　覚		西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　弁護士 エンデバー・ユナイテッド㈱　社外取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」　特別委員 あいおいニッセイ同和損害保険㈱　社外取締役（監査等委員）
取締役	濱崎俊則		
常勤監査役	青柳英一		㈱ディ・エス物流　監査役 ㈱宇宙　監査役
監査役	寺坂史明		
監査役	田村　潤		100年プランニング㈱　代表取締役 ナイス㈱　社外取締役

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
監　査　役	川　添　晶　子		公認会計士川添晶子事務所　所長 ひかり監査法人　社員 ㈱エル・ティー・エス　社外取締役（監査等委員）

（注）1. 取締役平尾覚氏及び濱崎俊則氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役のうち寺坂史明氏、田村潤氏及び川添晶子氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役川添晶子氏は、公認会計士として、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役平尾覚氏、濱崎俊則氏及び社外監査役川添晶子氏につきましては、東京証券取引所に対し、有価証券上場規程に定める独立役員として届出を行っております。
5. 社外取締役平尾覚氏、濱崎俊則氏及び社外監査役寺坂史明氏、田村潤氏及び川添晶子氏との間で、職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第423条第１項の責任について、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。
6. 2025年11月27日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって、次のとおり取締役および監査役が異動しております。
　就任　取締役　濱崎　俊則
　就任　監査役　川添　晶子
　退任　取締役　三浦　一朗
　辞任　監査役　内山　義雄

（役員等賠償責任保険契約の内容の概要）

当社及び当社グループの取締役、監査役を被保険者として、会社法第430条の３第1項に規定する役員等賠償責任保険契約（D&O保険）を保険会社との間で締結しております。

これにより、役員等がその職務の執行に関して損害賠償責任を負った場合に生じた損害賠償金や争訟費用等を補填することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った場合は補填されないなど一定の免責事由があります。なお、全ての保険料を当社及び関連子会社が負担しております。

（2）役員の報酬等の決定方針の決定方法及び当該方針の内容

当社は2021年９月15日の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。その決定方針の内容は以下のとおりです。

①　基本方針

当社の取締役の報酬に関する基本方針は、堅実経営、取締役の連帯責任経営の観点から、企業価値の持続的な向上を図るため、その実現に向け動機付ける報酬水準を確保することを目的として決定されるものとしております。なお、その限度額は、1991年11月27日開催の定時株主総会において、年額360百万円以内と決議されております。

② 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、当社の業績や経営内容、社会情勢、各役割に応じた貢献度合い、在任年数のほか他社水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定し、支払うこととしております。
③ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針
（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）
該当する事項はありません。
④ 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針
該当する事項はありません。
⑤ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項
個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長である平　了壽がその具体的内容について委任を受け、諮問委員会（大庄ガバナンス委員会）に諮るものとします。委任した理由は、当社グループ全体の業績や経営状況に精通し、また各取締役の業務執行状況を把握しているためであります。なお、その権限の内容は各取締役の基本報酬の額としております。
⑥ その他個人別の報酬等についての決定に関する重要な事項
該当する事項はありません。

（3）取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			支給人員
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取　締　役 (うち社外取締役)	190 (13)	190 (13)	－ (－)	－ (－)	9名 (2名)
監　査　役 (うち社外監査役)	22 (14)	22 (14)	－ (－)	－ (－)	4名 (3名)
合　　計 (うち社外役員)	213 (27)	213 (27)	－ (－)	－ (－)	13名 (5名)

（注） 1. 1991年11月27日開催の定時株主総会決議による取締役に対する報酬限度額は年額360百万円であります。なお、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は７名であります。
2. 1991年11月27日開催の定時株主総会決議による監査役に対する報酬限度額は年額36百万円であります。なお、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は２名であります。
3. 上記、報酬等の総額には当該事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

(4) 社外役員の状況

① 他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況（2026年８月31日現在）

区　分	氏　名	他の法人等における業務執行者、社外役員の兼務の状況
取締役	平尾　覚	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業　弁護士 エンデバー・ユナイテッド㈱　社外取締役 独立行政法人日本スポーツ振興センター「スポーツ指導における暴力行為等に関する第三者相談・調査委員会」特別委員 あいおいニッセイ同和損害保険㈱　社外取締役（監査等委員）
取締役	濱崎俊則	
監査役	寺坂史明	
監査役	田村　潤	100年プランニング㈱　代表取締役 ナイス㈱　社外取締役
監査役	川添晶子	公認会計士川添晶子事務所　所長 ひかり監査法人　社員 ㈱エル・ティー・エス　社外取締役（監査等委員）

（注）　上記社外役員が業務執行者、社外役員を兼務する法人等と当社との間には、重要な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	活　動　の　内　容
取締役	平尾　覚	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、主に弁護士としての専門的な知見から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	濱崎俊則	社外取締役就任後開催の取締役会においては、10回中10回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、必要に応じ当社の経営上有用な意見、助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	寺坂史明	当事業年度開催の取締役会においては、14回中14回に出席し、監査役会においては12回中12回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監査役	田村　潤	当事業年度開催の取締役会においては、14回中12回に出席し、監査役会においては12回中11回に出席し、経営者としての豊富な経験、高い見識から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。
監査役	川添晶子	社外監査役就任後開催の取締役会においては、10回中９回に出席し、監査役会においては９回中９回に出席し、主に公認会計士としての専門的知見から、必要に応じ当社の経営上有用な指摘、発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 RSM清和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 31百万円

(3) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 31百万円

(4) 会計監査人の報酬額の同意について

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の向上並びに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。また、利益配分につきましては、事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

当期末の配当金につきましては、足許の当社を取り巻く経営環境と当期業績を総合的に勘案した結果、前期末と同額の１株当たり８円とさせていただき、通期では前期と同額の年間14円となります。株主の皆様には、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（注）本事業報告中に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2026年8月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**10,102**	**流動負債**	**9,783**
現金及び預金	4,382	買掛金	2,334
売掛金及び契約資産	3,720	短期借入金	2,360
商品及び製品	1,165	1年内返済予定の長期借入金	2,082
仕掛品	0	1年内償還予定の社債	90
原材料及び貯蔵品	103	リース債務	66
未収入金	10	未払金	1,611
その他	730	未払法人税等	153
貸倒引当金	△11	未払消費税等	84
		賞与引当金	342
		株主優待引当金	314
		店舗閉鎖損失引当金	7
固定資産	**17,880**	資産除去債務	16
有形固定資産	**9,702**	その他	318
建物及び構築物	4,844	**固定負債**	**6,808**
機械装置及び運搬具	530	社債	45
工具・器具及び備品	329	長期借入金	3,213
土地	3,901	リース債務	22
リース資産	63	退職給付に係る負債	1,558
建設仮勘定	32	役員退職慰労引当金	273
無形固定資産	**2,022**	受入保証金	857
借地権	1,763	資産除去債務	749
ソフトウェア	139	繰延税金負債	84
その他	119	その他	3
投資その他の資産	**6,155**	**負債合計**	**16,592**
投資有価証券	1,156	**純資産の部**	
出資金	1	**株主資本**	**11,357**
長期貸付金	298	資本金	100
差入保証金	2,792	資本剰余金	7,657
敷金	1,338	利益剰余金	3,850
繰延税金資産	452	自己株式	△250
その他	121	**その他の包括利益累計額**	**32**
貸倒引当金	△5	その他有価証券評価差額金	32
		非支配株主持分	**2**
繰延資産	**2**		
社債発行費	2	**純資産合計**	**11,392**
資産合計	**27,984**	**負債及び純資産合計**	**27,984**

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2025年9月1日から2026年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**53,088**
売上原価		**33,048**
売上総利益		**20,039**
販売費及び一般管理費		**19,124**
営業利益		**915**
営業外収益		
受取利息	16	
受取配当金	5	
貸倒引当金戻入額	3	
受取損害賠償金	8	
受取保険金	51	
投資有価証券売却益	45	
為替差益	9	
その他	45	**186**
営業外費用		
支払利息	125	
貸倒引当金繰入額	0	
減価償却費	2	
支払手数料	6	
その他	51	**187**
経常利益		**914**
特別利益		
固定資産売却益	2	
受取補償金	83	**86**
特別損失		
固定資産売却損	15	
固定資産除却損	125	
減損損失	209	
店舗関係整理損	23	
店舗閉鎖損失引当金繰入額	7	**380**
税金等調整前当期純利益		**620**
法人税、住民税及び事業税	154	
法人税等調整額	69	**223**
当期純利益		**396**
非支配株主に帰属する当期純利益		**2**
親会社株主に帰属する当期純利益		**394**

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

株式会社　大　　庄
　取締役会　御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　筧　悦生

指定社員
業務執行社員　公認会計士　小菅　義郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社大庄の2025年９月１日から2026年８月３１日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社大庄及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2025年9月1日から2026年8月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が報告した監査報告に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制並びにその他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制についても、取締役等およびRSM清和監査法人から当該内部統制の整備運用状況と評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を求め、その業務の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人RSM清和監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年10月23日

株式会社　大庄　監査役会

常勤監査役　青　柳　英　一　㊞

社外監査役　寺　坂　史　明　㊞

社外監査役　田　村　　潤　㊞

社外監査役　川　添　晶　子　㊞

以　上

計算書類

貸借対照表（2026年8月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**7,794**	**流動負債**	**8,995**
現金及び預金	3,009	買掛金	1,979
売掛金及び契約資産	2,808	短期借入金	2,580
商品及び製品	1,008	1年内返済予定の長期借入金	2,030
原材料及び貯蔵品	104	1年内償還予定の社債	90
前払費用	352	リース債務	59
前渡金	180	未払金	1,305
未収入金	155	未払法人税等	74
その他	181	未払消費税等	14
貸倒引当金	△5	賞与引当金	246
		株主優待引当金	314
		店舗閉鎖損失引当金	7
		資産除去債務	16
固定資産	**17,445**	その他	276
有形固定資産	**8,971**	**固定負債**	**5,785**
建物	4,320	社債	45
機械及び装置	527	長期借入金	3,052
工具・器具及び備品	317	リース債務	17
土地	3,710	退職給付引当金	1,106
リース資産	52	役員退職慰労引当金	219
建設仮勘定	32	受入保証金	694
その他	10	資産除去債務	646
無形固定資産	**1,172**	その他	3
借地権	924	**負債合計**	**14,781**
ソフトウェア	128	**純資産の部**	
その他	118	**株主資本**	**10,428**
投資その他の資産	**7,301**	資本金	100
投資有価証券	1,156	資本剰余金	7,478
関係会社株式	1,360	資本準備金	2,908
長期貸付金	294	その他資本剰余金	4,569
差入保証金	2,572	利益剰余金	3,101
敷金	1,295	その他利益剰余金	3,101
繰延税金資産	510	別途積立金	2,500
その他	114	繰越利益剰余金	601
貸倒引当金	△4	自己株式	△250
		評価・換算差額等	**32**
繰延資産	**2**	その他有価証券評価差額金	32
社債発行費	2	**純資産合計**	**10,461**
資産合計	**25,242**	**負債及び純資産合計**	**25,242**

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2025年9月1日から2026年8月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**42,602**
売上原価		**23,146**
売上総利益		**19,455**
販売費及び一般管理費		**19,070**
営業利益		**385**
営業外収益		
受取利息及び配当金	185	
受取損害賠償金	8	
受取保険金	38	
貸倒引当金戻入額	3	
投資有価証券売却益	45	
為替差益	9	
その他	38	**331**
営業外費用		
支払利息	121	
減価償却費	2	
支払手数料	6	
その他	35	**166**
経常利益		**549**
特別利益		
固定資産売却益	1	
受取補償金	83	**84**
特別損失		
固定資産売却損	14	
固定資産除却損	121	
減損損失	209	
店舗関係整理損	23	
閉店損失引当金繰入額	7	**376**
税引前当期純利益		**257**
法人税、住民税及び事業税	△69	
法人税等調整額	86	**17**
当期純利益		**240**

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年10月23日

株式会社　大　　庄
　取締役会　御中

RSM清和監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員　公認会計士　　筧　悦生

指定社員
業務執行社員　公認会計士　　小菅　義郎

監査意見
　当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、株式会社大庄の2025年９月１日から2026年８月３１日までの第５５期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、企業価値の向上並びに株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題に位置付けております。

また、利益配分につきましては事業拡大に向けて内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様に対しては、安定した配当を継続的に行うことを基本方針としつつ、業績動向や財務健全性の状況も十分に考慮した上での適正な利益還元を行っていきたいと考えております。

当期末の配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金　８円　　総額　167,880,592円

これにより、中間配当金（1株につき６円）を含めました当期の年間配当金は、前期と同額の１株につき14円となります。

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

2026年11月26日

第２号議案　取締役４名選任の件

現在の取締役、野間　信護氏、塚田　英紀氏及び亀田　昌則氏は、本総会終結の時をもって任期満了となり、また、取締役、島倉　俊明氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、改めて取締役４名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数 (うち、持株会制度による株式数)
1	野間（のま）　信護（しんご） (1964年３月25日生)	1986年４月　㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）入行 2013年４月　同行川崎法人営業部長 2014年４月　同行京浜法人営業部長 2015年４月　同行麹町法人営業部長 2017年５月　同行出向、当社管理本部副本部長 2018年５月　当社入社　執行役員管理本部副本部長 2018年６月　㈱光寿取締役 2018年９月　当社執行役員管理本部副本部長兼経営企画部長兼関連事業室長 2018年10月　㈱ディ・エス物流取締役（現任） 2018年10月　米川水産㈱監査役 2018年11月　当社取締役管理本部長兼経営企画部長兼関連事業室長 2019年10月　㈱アサヒビジネスプロデュース取締役（現任） 2019年11月　当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長兼関連事業室長 2020年11月　当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長兼関連事業室長兼リスク統括 2021年４月　当社常務取締役管理本部長兼IT・経営企画部長兼リスク統括 2023年７月　当社代表取締役副社長兼管理本部長兼IT・経営企画部長兼リスク統括 2024年12月　当社代表取締役副社長兼管理本部長兼リスク統括（現任）	5,324株 (3,724株)
	【取締役候補者とした理由】 野間信護氏につきましては、管理本部を管掌する取締役として、財務・会計、法務・リスク統括、ＤＸ推進等、幅広い分野における豊富な経験と知識を有しております。また、2023年７月に当社代表取締役副社長に就任し、さらなる事業拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	塚田（つかだ）　英紀（ひでき） (1964年11月11日生)	1993年４月　㈱ノースウィンド（2004年５月㈱大運と合併し、㈱ディ・エス物流に商号変更）設立時、専務取締役 2004年５月　㈱ディ・エス物流常務取締役 2015年10月　同社代表取締役社長 2019年９月　当社執行役員商品本部副本部長 2020年11月　当社取締役商品本部長兼DSL管理部長 2022年10月　㈱光寿取締役（現任） 2023年７月　当社常務取締役商品本部長兼DSL管理部長（現任）	1,000株
	【取締役候補者とした理由】 塚田英紀氏につきましては、商品本部を管掌する取締役として、フードビジネス、購買・物流、ＤＸ推進等、幅広い分野における豊富な経験と知識を有しており、さらなる事業拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数 (うち、持株会制度による株式数)
3	亀田昌則 (かめだ まさのり) (1976年7月12日生)	2003年11月　㈱ＢＲＩＳＫ入社 2011年１月　当社入社　広報室課長 2014年11月　当社広報室次長 2016年10月　当社企画宣伝部長 2019年３月　当社執行役員企画本部副本部長兼企画宣伝部長 2020年11月　当社取締役企画本部長兼企画宣伝部長兼プロダクツセールス部長兼広報室長（現任）	2,678株 (1,678株)
	【取締役候補者とした理由】 亀田昌則氏につきましては、企画本部を管掌する取締役として、営業・マーケティング、ブランディング戦略の立案・実施等、幅広い分野における豊富な経験と知識を有しており、さらなる事業拡大に貢献できるものと判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
4	※内田正已 (うちだ まさみ) (1965年２月13日生)	1989年４月　㈱三井銀行（現㈱三井住友銀行）　入行 2007年１月　同行経堂法人営業部次長 2011年３月　同行出向、ＳＭＢＣ日興証券㈱第四事業法人部 2016年４月　同社第五事業法人部長 2017年11月　ＳＭＢＣ日興証券㈱へ転籍 2020年４月　同社第四事業法人部長 2021年４月　同社ＧＩＢ部門コーポレート・ファイナンス副本部長 2024年10月　当社入社　総務部担当部長 2024年12月　当社総務部長（現任）	202株 (202株)
	【取締役候補者とした理由】 内田正已氏につきましては、人事・総務本部を管掌する取締役として、人事労務、財務会計、法務・リスク管理、ＤＸ推進等、幅広い分野における豊富な経験と知識を有しており、さらなる事業拡大に貢献できるものと判断し、取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．※は新任取締役候補者であります。
３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、取締役に就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約内容の概要は、事業報告15ページ「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を任期途中である2027年１月に更新する予定です。

第３号議案　監査役１名選任の件

現在の監査役４名のうち、青柳　英一氏は、本総会終結の時をもって退任されますので、改めて監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 (生　年　月　日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	候補者の有する当社の株式数
※島倉（しまくら）俊明（としあき） (1961年９月19日生)	1984年４月　㈱三井銀行　（現㈱三井住友銀行）　入行 2010年４月　㈱三井住友銀行　名古屋駅前ビジネスサポートプラザ部長 2013年４月　同行新宿ビジネスサポートプラザ部長 2014年４月　同行新宿東エリア　エリアコーポレートマネージャー 2015年５月　同行出向、当社内部監査部長 2016年５月　当社入社　内部監査部長 2018年６月　㈱光寿監査役（現任） 2018年９月　当社総務部長兼不動産管理部長 2019年３月　当社執行役員人事・総務本部副本部長兼総務部長兼不動産管理部長 2019年９月　当社執行役員人事・総務本部副本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長 2019年11月　当社執行役員人事・総務本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長 2019年11月　当社取締役人事・総務本部長兼不動産事業部長兼人事管理部長 2020年９月　当社取締役人事・総務本部長兼不動産事業部長 2022年９月　当社取締役人事・総務本部長（現任）	3,000株
【常勤監査役候補者とした理由】 島倉俊明氏につきましては、金融機関での勤務経験に加え、当社内部監査部長としてガバナンス強化に尽力したほか、取締役人事・総務本部長として当社の事業および組織運営に深く精通しております。これまでの実績と客観的な視点に基づき、常勤監査役としての職務を適切に遂行することができると判断し、常勤監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．※は新任監査役候補者であります。

３．当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。本議案が原案どおり承認され、監査役に就任した場合には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。その契約内容の概要は、事業報告15ページ「役員等賠償責任保険契約の内容の概要」に記載のとおりです。なお、当社は、当該保険契約を任期途中である2027年１月に更新する予定です。

【ご参考】

本招集ご通知に記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキル・マトリックスは以下のとおりであります。

氏名	役職	企業経営	フードビジネス	営業・マーケティング	購買物流	財務会計	人事労務	法務・リスク管理	DX推進
平　了壽	代表取締役社長	●	●	●	●		●	●	●
野間　信護	代表取締役副社長 兼管理本部長 兼リスク統括	●	●	●		●		●	●
塚田　英紀	常務取締役 商品本部長	●	●	●	●				●
石田　安雄	取締役 営業本部長		●	●			●		
田邊　隆教	取締役 営業戦略本部長	●	●	●	●				
亀田　昌則	取締役 企画本部長		●	●				●	●
内田　正已	取締役 人事・総務本部長					●	●	●	●
平尾　覚	社外取締役 【独立】	●					●	●	
濱崎　俊則	社外取締役 【独立】	●		●	●				
島倉　俊明	常勤監査役					●	●	●	
寺坂　史明	社外監査役	●	●	●			●	●	
田村　潤	社外監査役	●	●	●					
川添　晶子	社外監査役 【独立】					●		●	

第４号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される島倉　俊明氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の内規に基づき相当額の範囲において退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

なお、退任取締役に対する退職慰労金は、事業報告15頁～16頁に記載の当社取締役会が決定した取締役の報酬等の決定方針に沿うものであり、その内容は相当であります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏　　名	略　　歴
島倉（しまくら）　俊明（としあき）	2019 年11月　当社取締役　現在に至る

以　上

第55回定時株主総会会場案内図

会　　場：東京都品川区北品川５丁目５-15　大崎ブライトコア３階
　　大崎ブライトコアホール
交　　通：JR大崎駅「南改札口」 徒歩約５分



電子提供措置の開始日 2026 年 11 月　2日

第55回定時株主総会
その他の電子提供措置事項
（交付書面省略事項）

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

連結株主資本等変動計算書

連結注記表

株主資本等変動計算書

個別注記表

（2025年9月1日から2026年8月31日まで）

株式会社大庄

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況については、以下のとおりであります。

(1) 当社の取締役の職務執行の適正を確保するための体制

① 当社は、取締役、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規程に適合することを確保するために、「コンプライアンス規程」及び「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、取締役がこれを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任を遂行する。

② 取締役会については、「取締役会規程」並びに「取締役会付議規程」の定めにより、月１回の定期開催を原則とし、必要に応じて随時開催する。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、弁護士等その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努める。

③ 取締役の職務執行については、監査役が法令及び「監査役会規程」「監査役監査規程」の定めにより経営執行に対する監督強化を図る。なお、取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、取締役会に報告し、その是正を図り、適切かつ厳正に対応する。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役会の職務執行に係る取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の保存管理すべき情報については、「文書取扱規程」「情報管理規程」に基づき保存期間・保存方法等を明確にし、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が何時でも閲覧可能な状態を維持する。

② 取締役の職務執行に係る情報等は、「情報管理規程」に定める情報区分に従った表示を施して記録・保存する。また、電磁的媒体の記録情報にはアクセス制限を付す等のセキュリティ管理を行う。

③ 取締役の職務執行に関する情報等の作成、保存、管理状況について、監査役が監査する。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

① 当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因として、下記事項が内在していることを認識し、取締役及び従業員全員が共有し対応する。

イ. 経営戦略の意思決定において十分な情報、分析、検討等の欠如による戦略ミスが、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼすリスク

ロ. 食中毒や食材事故の発生により、店舗の一定期間の営業停止や営業認可取消し、ブランドの失墜、損害賠償の請求等を被るリスク

ハ. 役員や従業員の不正行為やコンプライアンス違反により、社会的信用の失墜や経営に重大な支障を被るリスク

ニ. 投資活動において当初計画の回収ができずに重大な損失となるリスク

ホ. 不測の事態により情報管理システムに障害が発生し、物流体制や店舗運営体制に支障をきたすことにより、業績に重大な損失を被るリスク

ヘ．自然災害や火災、店舗や工場での不測の事故等により、店舗営業を中断せざるを得ない状況が発生した場合に業績や財政状態に重大な影響を被るリスク

ト．その他の経営に重大な影響を被るリスク

② リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を定め、取締役及び従業員全員が認識を共有する体制を構築する。また、内在する個々のリスクについては、管理責任者を任命し、適切な対策を実施して発生の未然防止を図る。

③ 各部門の担当役員は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図る。また、「リスク管理委員会」を定期に開催し、想定されるリスクの予防策策定及び顕在化したリスクの対応と再発防止策を実行する。

④ 不測の事態が発生した場合の「危機管理規程」を定め、不測の事態発生時には、直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を組成し、顧問弁護士、外部専門家等のアドバイスを受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限に食い止める体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、取締役会を月１回定期開催するとともに、重要事項については、必要に応じて随時取締役会を開催する。

② 重要事項については「取締役会付議規程」を定め、取締役会に付議する担当取締役が中心となって関係各部門と十分に事前協議し、取締役会の審議を経た上で執行決定を行う。

③ 取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努める。

(5) 当社の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 従業員の職務執行が円滑かつ適正に運営される基本として、「コンプライアンス規程」及び「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、これの遵守の徹底に努める。

② 会社のコンプライアンスを統括する専門組織として「コンプライアンス統括室」を置き、コンプライアンスの社内徹底、教育研修等の取組み状況を監査し、維持・向上を図り機能性を高める。

③ 「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、監視する体制を構築する。

④ コンプライアンス教育・指導については、研修制度にカリキュラムを織り込み実施する。また、その結果を取締役並びに監査役に適宜報告してコンプライアンス体制の充実を図る。

⑤ 法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報制度規程」を定め、第三者機関（社外弁護士）及び内部監査部を直接の通報受理者とする社内通報システムを設置し、早期に問題点の対応を図る。なお、運営に当たっては、情報提供者の保護など「内部通報制度規程」の定めに従って対応する。

(6) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

イ. 当社及び子会社との間では、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図る。

ロ. 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」及び「関係会社稟議決裁基準」に基づき、必要な事項につき当社への報告もしくは申請を行い、その内容・重要度に応じて当社の取締役もしくは当社の取締役会が当社としての決裁を行う。また、必要に応じ、当社の取締役会・監査役会に子会社の役職員を出席させ、その事項の報告や意見を求める。

ハ. 子会社の取締役及び役職員の職務執行に係るその他事項については、必要に応じ、子会社担当取締役がその都度報告を受ける体制とする。

② 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

イ. 当社の内部監査部が子会社に対して定期的に業務監査を行うとともに、必要に応じて当社の経理部が四半期毎の会計監査を行うなど、当社関係各部署がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努める。

ロ. 当社が行う子会社に対する監査等において、損失の危機のある業務執行行為が認識された場合には、その内容及び損失の程度について直ちに当社代表取締役社長、リスク統括役員及び担当取締役に報告し、当社及び子会社は、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づいて適時適切な対処を実施する。

③ 子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

イ. 子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」及び「関係会社稟議決裁基準」に基づき、当社の各種主要規程を参考に、各々「取締役会規程」や「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌」などを策定し、効率的な職務執行を行う。

ロ. 子会社は、毎月又は四半期毎の定例取締役会や必要に応じた臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図る。

ハ. 子会社の年度計画や予算策定に当たっては、子会社の取締役と当社の取締役との予算策定会議において相互に十分な討議を行った上で策定し、当社の取締役会でグループ予算として承認決議した上で執行する。また、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図ることでグループ全体の効率的運営を図る。

④　子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社の「コンプライアンス規程」及び「大庄コンプライアンス行動規範」は、グループ会社の行動指針として適用し推進する。さらに、子会社にも当社の諸規程を踏まえた各社毎の規程を整備させることにより、グループ全体の業務の適正を確保する運営に努める。また、当社「コンプライアンス統括室」は、グループ子会社に対しても教育研修等を通してコンプライアンス意識の向上を図る。

ロ．当社の内部監査部は、定期的に子会社の業務監査を実施し、法令及び定款に従い適正かつ効率的に執行されているか等の監査を行う。また、当社監査役は、子会社監査役との連携を密にし、子会社の内部統制システムの有効性について定期的に検証する。

ハ．当社グループにおいては、グループ内部統制の強化を図るため、当社の取締役、監査役及び幹部従業員が、子会社の非業務執行取締役もしくは監査役として就任しており、子会社の取締役会等を通して経営状況の報告を受ける。

ニ．子会社においても、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報体制として「内部通報制度規程」を定め、子会社内の通報受理者とは別に、第三者機関（社外弁護士）及び当社の内部監査部を通報受理者（ホットライン窓口）とするグループ内通報システムを設置する。これにより、子会社内に止まらない早期の問題事象の対応を図る。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

①　監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、当社の従業員から監査役補助者を任命する。

②　運営に当たっては、監査役補助者の人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については常勤監査役の同意を得た上で決定し、取締役会からの独立性を確保するとともに、監査役補助者は他部署の役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令に従うことで監査役の指示の実効性を確保する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

①　当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

イ．当社の取締役及び使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款及び「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。

ロ．当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長やリスク統括役員、内部監査部と定期的に意見及び情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

② 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

イ. 子会社の取締役・監査役及び使用人は、法令・定款に違反する、もしくはその恐れがある行為、あるいは会社の業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす事項を発見した時には、速やかに当社の監査役に報告する。子会社の取締役・監査役及び使用人から上記事項につき報告を受けた者も同様とする。また、当社の監査役が必要に応じて子会社の取締役及び使用人に報告を求めた場合には、迅速かつ適切に対応する。

ロ. 当社の監査役は、「関係会社月次会議」等に出席し、子会社の経営監視を行う他、「監査役監査規程」に基づき、随時子会社別に業務執行状況の監査を行う。

ハ. 当社の内部監査部は、実施した子会社監査の結果内容を遅滞なく当社監査役に報告するものとし、子会社の内部通報制度に基づき受理した通報のうち、重要性の高いものについてはその内容や対応状況について当社監査役に適宜報告する。

(9) 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

① 当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役・従業員等に周知徹底する。

② 当社及び子会社の「内部通報制度規程」では、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報者に対しては、当該通報をしたことを理由として一切の不利な取扱いを行うことを禁止しており、これに違反した者には懲戒処分その他適切な措置を行う。

(10) 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払又は償還等を請求した時は、その請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を当社負担で処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款及び「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。

② 当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長やリスク統括役員、内部監査部と定期的に意見及び情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社及び子会社は、当社の「大庄コンプライアンス行動規範」に従い、社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力並びに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除する。また、名目の如何を問わず、利益の供与や不当な要求の受け入れは一切行わない。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会の職務執行

当社の取締役会は、社外取締役２名を含む取締役９名で構成され、社外監査役３名を含む監査役４名も出席しております。「取締役会規程」並びに「取締役会付議規程」の定めに従い、原則として毎月１回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認及び対策等の協議、検討を行う他、重要な事項に関しましては、その都度臨時取締役会を開催し、スピーディに対応しております（当事業年度では14回開催）。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、その分野の専門家等にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努めております。

② 監査役会の職務執行

当社の監査役会は、社外監査役３名を含む監査役４名で構成されており、原則として毎月開催の他、必要に応じて開催しております（当事業年度では12回開催）。また、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や重要な会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っております。取締役の職務執行については、「監査役会規程」の定めにより経営執行に対する監督強化に努めております。

③ コンプライアンス体制

当社では、経営幹部による「コンプライアンス委員会」を設置しており、社内のコンプライアンス遵守体制の整備状況をチェックしております（当事業年度では６回開催）。さらに、全従業員が「コンプライアンス規程」に従い、自主的に積極的な行動ができるように「大庄コンプライアンス行動規範」を制定しており、所属長を通しての周知徹底を図っております。内容的には、行動規範項目とその指針・目的並びに具体的な行動基準等を記載しており、その徹底状況を「コンプライアンス委員会」でも確認しております。また、研修制度にもカリキュラムを織り込み、浸透を図っております。一方、法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として、第三者機関（社外弁護士）及び内部監査部を直接の情報受理者とする内部通報制度を構築しており、早期に問題点の対応を図るよう努めております。また、運営に当たっては、情報提供者の保護を十分配慮した「内部通報制度規程」を定め、厳正に実施しております。

④ リスク管理体制

当社では、経営幹部による「リスク管理委員会」を設置しており、潜在リスクの洗い出し、分析、整理を行うとともに、リスクの事前予防策、対応策の検討などを行っております（当事業年度では６回開催)。一方、衛生管理体制につきましては、「食品衛生研究所」において厚生労働省や各保健所の基準に基づく各種細菌検査を定期的に実施するとともに、入荷食材の品質検査、社内従業員への衛生教育・指導を厳格に行っております。

⑤ 子会社経営管理

当社グループでは、毎月「関係会社月次会議」を開催しており、各子会社役員から、月次業績や経営計画の進捗状況及び業務執行状況等についての報告を受け、質疑応答を行って情報の共有化を図るなど、子会社の経営管理体制を構築しております（当事業年度では12回開催)。また、当社が定める「関係会社管理規程」及び「関係会社稟議決裁基準」に基づき、子会社に必要とされる稟議事項については、親会社である当社への事前報告もしくは申請を行い、当社の取締役もしくは取締役会にて十分な検討を行い、承認決裁を行うことで、子会社の業務の適正を確保しております。

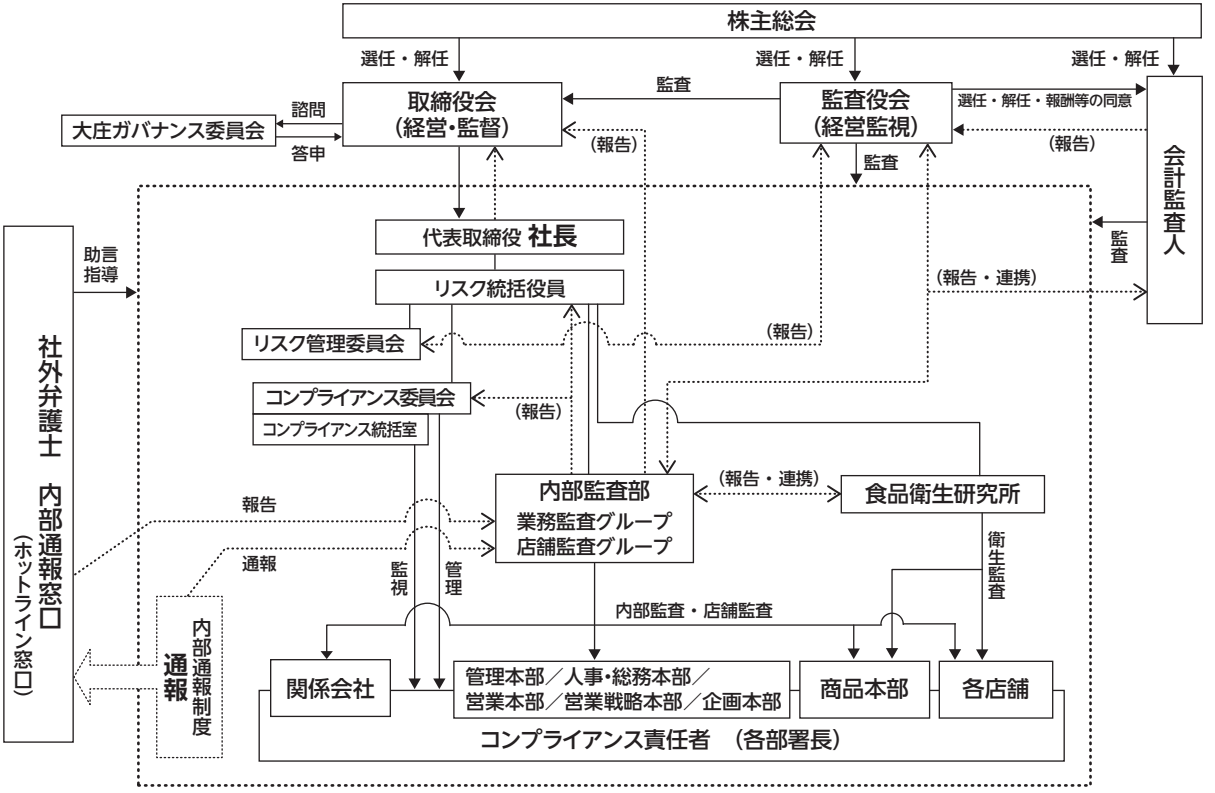
⑥ 内部監査体制

当社では、内部統制システムの整備・運用状況を合法性と合理性の観点から検証・評価するために、業務執行ラインからは独立した社長直轄の組織として内部監査部を設置しております。内部監査部は、本社、店舗、及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、監査結果を代表取締役社長、リスク統括役員及び常勤監査役に報告しております。また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めるとともに、内部統制報告など、直接、取締役会及び監査役宛に報告を行い、実効性の確保を図っております。

⑦ 反社会的勢力排除に対する取組み状況

当社では、当社グループの全従業員がコンプライアンス規程に従い、自主的に積極的に行動ができるように「大庄コンプライアンス行動規範」を制定し、周知徹底を図っておりますが、その第６章「社会との関係」の中の基本方針として「私たちは、良き企業市民としての義務を自覚し、企業が国家や地域社会に対して負っている責任を積極的に果たしていきます。」と明記しております。また、第29条（反社会的勢力との関係断絶）の条文では、「社会の秩序および安全に脅威を与える反社会的勢力並びに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除します。また、名目の如何を問わず、利益の供与は一切いたしません。」と掲げております。さらには、社内教育研修においても、店舗業務に携わる従業員を中心に周知徹底を図っており、実際の現場での行動基準や対応方法などについても具体的かつ実践的な指導を行っております。また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに担当部署に報告し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

＜コーポレートガバナンス模式図＞



連結株主資本等変動計算書（2025年9月1日から2026年8月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年9月1日残高	100	7,657	3,749	△250	11,257
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△293		△293
親会社株主に帰属する当期純利益			394		394
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	100	－	100
2026年8月31日残高	100	7,657	3,850	△250	11,357

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
2025年9月1日残高	29	29	0	11,286
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△293
親会社株主に帰属する当期純利益				394
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	3	3	2	5
連結会計年度中の変動額合計	3	3	2	105
2026年8月31日残高	32	32	2	11,392

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数……４社

米川水産㈱

㈱ディ・エス物流

㈱アサヒビジネスプロデュース

㈱光寿

(2) 非連結子会社の名称等……該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数……該当事項はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社
及び関連会社の名称等……該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…… 決算期末日の市場価格等に基づく時価法又は償却原価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…… 移動平均法による原価法
投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合の資産、負債、収益及び費用を出資持分割合に応じて計上しております。

② 棚卸資産

(イ) 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(ロ) 評価方法

商品

冷凍食品……総平均法

冷凍食品以外の商品……最終仕入原価法

製品及び仕掛品……総平均法

原材料及び貯蔵品……最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　6年～60年

② 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 株主優待引当金……将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当連結会計年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤ 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの行っている主要な事業は、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

飲食事業は、顧客にご注文いただいた飲食料品を提供することが履行義務であり、飲食料品の提供が完了した時点で飲食料品の支配が顧客に移転すると判断していることから、飲食料品の提供が完了した時点で収益を認識しております。また、売上値引きを控除した金額で収益を測定しております。

卸売・ロジスティクス事業のうち、卸売事業は主に顧客にご注文いただいた生鮮食材等を提供することが履行義務であります。生鮮食材等の出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で収益を測定しております。一部、当社グループが代理人に該当すると判断したものについては、売上高から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を測定しております。 ロジスティクス事業は主に荷主の商品を配送することが履行義務であり、原則として一定期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しておりますが、充足までの期間が短期間であることから、履行義務の充足が完了したと認められる出荷時点で収益を認識しております。

不動産事業は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　2007年3月30日。以下「リース会計基準」という。）等に従い収益を認識しております。

ＦＣ・ＶＣ事業のロイヤリティ収入及び営業権利用料はライセンス期間に渡り充足される履行義務でありますが、月毎に一定の料率や額に応じて収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。

② 繰延資産の処理方法

社債発行費……社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

③ 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び連結子会社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）

・固定資産の減損損失

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	有形固定資産	無形固定資産	減損損失
飲　食　事　業	2,933	29	172
不　動　産　事　業	3,965	925	1
ＦＣ・ＶＣ事業	296	5	35

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社グループは、主として各店舗、各物件を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、減損の兆候がある店舗、物件について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュフローの算定に用いた主要な仮定は、各店舗および各物件等の事業計画の基礎となる売上高および費用の予測であります。

飲食セグメントにおける売上高算定にあたり、直近の業績推移を基礎としつつ、新規出店や各店舗の状況に応じた業態転換および店舗リニューアルの推進に加え、ＷＥＢ予約の強化や各種ＳＮＳを活用した集客強化施策による効果を織り込んでおります。

費用面においては、原材料価格や人件費の高騰影響に対し、メニュー戦略の見直し、仕入コストの低減および店舗オペレーションの最適化等による抑制効果を見込む一方で、将来的な消費動向の変動や制度変更等に伴う需要抑制リスク等を考慮した保守的な見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りが大きく相違した場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

（連結貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額…… 12,987百万円

2. 財務制限条項

当連結会計年度の借入金のうち、以下の契約には財務制限条項が付されております。

いずれかの条項に抵触した場合、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

・シンジケーション方式タームローン契約(第51期)

(1) 連結貸借対照表における純資産の部の金額を2021年８月期末の75％に相当する金額又は直近の連結会計年度の末日における純資産の部の金額の75％に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(2) 連結損益計算書に記載される経常損益を２回連続して損失としないこと。(但し2022年８月期は含まない)

上記財務制限条項の対象となる借入金残高は次のとおりであります。

短期借入金に含まれる１年内返済予定の長期借入金	250百万円
長期借入金	－百万円
合　計	250百万円

・シンジケーション方式タームローン契約(第52期)

(1) 連結貸借対照表における純資産の部の金額を2022年８月期末の75％に相当する金額又は直近の連結会計年度の末日における純資産の部の金額の75％に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(2) 連結損益計算書に記載される経常損益を２回連続して損失としないこと。

上記財務制限条項の対象となる借入金残高は次のとおりであります。

短期借入金に含まれる１年内返済予定の長期借入金	700百万円
長期借入金	407百万円
合　計	1,107百万円

・シンジケーション方式タームローン契約(第53期)

(1) 連結貸借対照表における純資産の部の金額を2023年８月期末の75％に相当する金額又は直近の連結会計年度の末日における純資産の部の金額の75％に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。

(2) 連結損益計算書に記載される経常損益を２回連続して損失としないこと。

上記財務制限条項の対象となる借入金残高は次のとおりであります。

短期借入金に含まれる１年内返済予定の長期借入金	700百万円
長期借入金	1,107百万円
合　計	1,807百万円

・コミットメントライン契約(第53期)
(1) 連結貸借対照表における純資産の部の金額を2023年８月期末の75%以上に維持すること。
(2) 連結損益計算書に記載される償却前経常損益を２回連続して損失としないこと。
上記コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	800百万円
借入実行残高	400百万円
差引額	400百万円

・シンジケーション方式コミットメントライン契約(第54期)
(1) 連結貸借対照表における純資産の部の金額を2024年８月期末の75%に相当する金額又は直近の連結会計年度の末日における純資産の部の金額の75%に相当する金額のうち、いずれか高いほうの金額以上に維持すること。
(2) 連結損益計算書に記載される経常損益を２回連続して損失としないこと。
上記コミットメントライン契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン契約の総額	2,000百万円
借入実行残高	1,000百万円
差引額	1,000百万円

（連結株主資本等変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式…… 21,198,962株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
2025年11月27日 定時株主総会	普通株式	167	8.00	2025年8月31日	2025年11月28日
2026年4月14日 取締役会	普通株式	125	6.00	2026年2月28日	2026年5月21日
計					

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当効力発生日が翌期となるもの

2026年11月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 配当金の総額…… 167百万円
② 1株当たりの配当額…… 8円
③ 基準日…… 2026年8月31日
④ 効力発生日…… 2026年11月26日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金調達は主に銀行等金融機関からの借入や社債発行により行っております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当該リスクに関しては、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

未収入金は、１年以内の回収期日であります。

投資有価証券は、株式及び投資事業有限責任組合への出資金であり、それぞれの発行体の信用リスクに晒されておりますが、定期的に発行体及び投資事業有限責任組合の財務状況を把握し、当該リスクを管理しております。

その他外貨建MMF及び外貨建債券を保有しており、信用リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、安全性の高い金融機関が中心であり、同様に定期的に発行体の財務状況を把握し、管理しております。

差入保証金及び敷金は、主に店舗の賃貸借契約による差入預託保証金であります。当該差入保証金及び敷金については、当社グループの規則に従い、適切な債権管理を実施する体制としております。

営業債務である買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。

借入金のうち、短期借入金は、主に短期の運転資金に必要な資金の調達を目的としたものであり、長期借入金及び社債は、主に長期運転資金及び設備投資に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年８月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表に含めておりません。((注) 2 をご参照ください。)

(単位：百万円)

区　　分	連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)　投資有価証券	840	840	－
(2)　差入保証金	2,792	2,512	△280
(3)　敷金	1,338	1,192	△145
資産計	4,971	4,546	△425
(1)　社債	135	132	△2
(2)　長期借入金	5,296	5,008	△287
負債計	5,431	5,141	△290

(注) 1　「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「未収入金」、「買掛金」、「短期借入金」及び「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2　「市場価格のない株式等」は、「(1) 投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位：百万円)

区　　分	連結貸借対照表計上額
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	316

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区　　分	時　　価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	200	－	－	200
社債	204	－	－	204
その他	435	－	－	435
資産計	840	－	－	840

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区　　分	時　　価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	－	2,512	－	2,512
敷金	－	1,192	－	1,192
資産計	－	3,705	－	3,705
社債	－	132	－	132
長期借入金	－	5,008	－	5,008
負債計	－	5,141	－	5,141

(注)　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。

差入保証金及び敷金
　これらの時価は契約期間毎に分類し、国債利回り等適切な指標の利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

社債（1年内償還予定の社債含む）
　当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）
　長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。なお、連結貸借対照表に計上しております短期借入金のうち、１年内返済予定の長期借入金に該当するものは、当該項目に含めて記載しております。

（収益認識に関する注記）

1.　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

		当連結会計年度
報告セグメント	飲食事業	23,407
	卸売・ロジスティクス事業	26,828
	ＦＣ・ＶＣ事業	822
	その他	406
顧客との契約から生じる収益		51,466
その他の収益		1,622
外部顧客に対する売上高		53,088

2.　収益を理解するための基礎となる情報
　　収益を理解するための基礎となる情報は「(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等) ４．会計方針に関する事項（４）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.　当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)契約残高等
　　契約残高の内訳は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	2025年9月1日	2026年8月31日
顧客との契約から生じた債権	4,115	3,704
契約負債	80	67

顧客との契約から生じた債権の減少は、主に前事業年度末日が金融機関休業日であったことに伴う入金時期の違いによるものです。

契約負債の減少は、主に営業権利用料の減少によるものです。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループの残存履行義務に配分した取引価格は、契約期間が１年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において賃貸用建物（土地を含む）等を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末時価
4,385	6,651

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 期末の時価は、一部の主要な物件については社外の不動産鑑定士による評価に基づいた金額であります。それ以外の物件については路線価等に基づいた金額であります。

(１株当たり情報に関する注記)

1. １株当たり純資産額…… 542円76銭

2. １株当たり当期純利益…… 18円78銭

(その他の注記)

リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース取引

(借主側)

未経過リース料

１年内	598百万円
１年超	1,064百万円
合　計	1,663百万円

株主資本等変動計算書（2025年9月1日から2026年8月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2025年9月1日残高	100	2,908	4,569	7,478
事業年度中の変動額				
別途積立金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）				－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－
2026年8月31日残高	100	2,908	4,569	7,478

（単位：百万円）

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
2025年9月1日残高	2,000	1,154	3,154	△250	10,482
事業年度中の変動額					
別途積立金の積立	500	△500	－		－
剰余金の配当		△293	△293		△293
当期純利益		240	240		240
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					－
事業年度中の変動額合計	500	△553	△53	－	△53
2026年8月31日残高	2,500	601	3,101	△250	10,428

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年9月1日残高	29	29	10,511
事業年度中の変動額			
別途積立金の積立			－
剰余金の配当			△293
当期純利益			240
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	3	3	3
事業年度中の変動額合計	3	3	△50
2026年8月31日残高	32	32	10,461

(注)　記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

そ の 他 有 価 証 券

市場価格のない株式等以外のもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法又は償却原価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市 場 価 格 の な い 株 式 等……移動平均法による原価法

投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、組合の資産、負債、収益及び費用を出資持分割合に応じて計上しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 評価基準

評価基準は原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

② 評価方法

商　　品

冷　凍　食　品……総平均法

冷凍食品以外の商品……最終仕入原価法

製 品 及 び 仕 掛 品……総平均法

原 材 料 及 び 貯 蔵 品……最終仕入原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　　物　　6年～60年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、リース期間を耐用年数とし残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 株主優待引当金……将来の株主優待制度の利用による費用の発生に備えるため、株主優待利用実績に基づいて、当事業年度末の翌日以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に一括して費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 店舗閉鎖損失引当金……店舗の閉鎖に伴い発生する損失に備えるため、閉鎖を決定した店舗について、将来発生すると見込まれる損失額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の行っている主要な事業は、それぞれ以下のとおり収益を認識しております。

飲食事業は、顧客にご注文いただいた飲食料品を提供することが履行義務であり、飲食料品の提供が完了した時点で飲食料品の支配が顧客に移転すると判断していることから、飲食料品の提供が完了した時点で認識しております。また、売上値引きを控除した金額で収益を測定しております。

卸売・ロジスティクス事業のうち、卸売事業は主に顧客にご注文いただいた生鮮食材等を提供することが履行義務であります。生鮮食材等の出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時点で収益を認識しております。また、返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で収益を測定しております。一部、当社が代理人に該当すると判断したものについては、売上高から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を測定しております。 ロジスティクス事業は主に荷主の商品を配送することが履行義務であり、原則として一定期間にわたり履行義務が充足されるものと判断しておりますが、充足までの期間が短期間であることから、履行義務の充足が完了したと認められる出荷時点で収益を認識しております。

不動産事業は「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号　2007年3月30日。以下「リース会計基準」という。）等に従い収益を認識しております。

ＦＣ・ＶＣ事業のロイヤリティ収入及び営業権利用料はライセンス期間に渡り充足される履行義務でありますが、月毎に一定の料率や額に応じて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費……社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（会計方針の変更に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な会計上の見積り）

・固定資産の減損損失

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位：百万円)

	有形固定資産	無形固定資産	減損損失
飲　食　事　業	2,933	29	172
不　動　産　事　業	3,715	924	1
ＦＣ・ＶＣ事業	296	5	35

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

当社は、主として各店舗、各物件を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としており、減損の兆候がある店舗、物件について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

② 主要な仮定

将来キャッシュフローの算定に用いた主要な仮定は、各店舗および各物件等の事業計画の基礎となる売上高および費用の予測であります。

飲食セグメントにおける売上高算定にあたり、直近の業績推移を基礎としつつ、新規出店や各店舗の状況に応じた業態転換および店舗リニューアルの推進に加え、ＷＥＢ予約の強化や各種ＳＮＳを活用した集客強化施策による効果を織り込んでおります。

費用面においては、原材料価格や人件費の高騰影響に対し、メニュー戦略の見直し、仕入コストの低減および店舗オペレーションの最適化等による抑制効果を見込む一方で、将来的な消費動向の変動や制度変更等に伴う需要抑制リスク等を考慮した保守的な見積りを行っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りが大きく相違した場合、翌事業年度の計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

（表示方法の変更）

該当事項はありません。

（追加情報）

該当事項はありません。

（貸借対照表に関する注記）

1. 有形固定資産の減価償却累計額 …… 12,845百万円

2. 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権 …… 152百万円

関係会社に対する短期金銭債務 …… 792百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引

（イ）売　上　高 …… 267百万円

（ロ）仕　入　高　等 …… 4,348百万円

営業取引以外の取引高 …… 188百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増　加	減　少	当事業年度末
普通株式	213,888株	－株	－株	213,888株
合　計	213,888株	－株	－株	213,888株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	87百万円
貸倒引当金	1百万円
株主優待引当金	111百万円
繰越欠損金	4,269百万円
未払事業所税	11百万円
退職給付引当金	391百万円
資産除去債務	234百万円
減損損失（非償却資産）	145百万円
減価償却超過額	51百万円
関係会社株式評価損	145百万円
役員退職慰労引当金	77百万円
その他	27百万円
繰延税金資産小計	5,556百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△4,045百万円
将来減算一時差異に係る評価性引当額	△914百万円
評価性引当額小計	△4,959百万円
繰延税金資産合計	597百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△68百万円
その他有価証券評価差額金	△17百万円
繰延税金負債小計	△86百万円
繰延税金資産の純額	510百万円

(注)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号　2021年８月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（関連当事者との取引に関する注記）

関連当事者との取引

（1）親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

（2）子会社及び関連会社等

該当事項はありません。

（3）兄弟会社等

該当事項はありません。

（4）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（百万円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
役員及びその近親者	平辰	－	－	当社名誉顧問	（被所有）直接 2.9	不動産の賃借	店舗賃借料の支払	60	差入保証金	63
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱ダイタン商事	東京都千代田区	74	不動産の管理、賃貸	－	不動産の賃借	事務所賃借料等の支払	99	敷金 差入保証金	43 6

取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1　店舗等の賃借については、近隣相場を勘案し契約により所定金額を決定しております。

2　㈱ダイタン商事は当社名誉顧問平辰が議決権の100%を直接所有しております。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「（収益認識に関する注記）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1.　1株当たり純資産額……　498円50銭

2.　1株当たり当期純利益……　11円45銭